

# 電力需給契約約款（低圧）

2023年9月1日実施  
北海道学校生活協同組合

## 目次

I	総則	1
1.	適用	1
2.	電力需給契約約款（低圧）の変更	1
3.	用語の定義	2
4.	単位及び端数処理	3
5.	本約款に定めのない事項	3
II	契約の申し込み	3
6.	電力需給契約の申し込み	3
7.	電力需給契約の成立	3
8.	電力需給契約の最低利用期間	4
9.	需要場所	4
10.	電力需給契約の単位	4
11.	供給の開始	4
12.	供給準備その他必要な手続きのための協力	5
13.	供給の単位	5
III	検針及び使用量の算定	5
14.	検針	5
15.	使用量のお知らせ	5
IV	料金等	5
16.	料金の適用開始の時期	5
17.	料金の算定期間と請求月分	6
18.	料金の算定	6
19.	料金の支払義務及び支払期限日	6
20.	料金及び延滞利息の支払方法と当組合への支払日	7
21.	延滞利息	7
22.	料金及び延滞利息の支払順序	7
23.	工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法	8
V	使用及び供給	8
24.	力率の保持	8
25.	需要場所への立入りによる業務の実施	8
26.	電気の使用に伴う組合員の協力	8
27.	供給の停止	9
28.	供給停止の解除	9
29.	供給停止期間中の料金	9
30.	違約金	9
31.	供給の中止又は使用の制限もしくは中止	9

32.	損害賠償の免責.....	10
33.	設備の賠償.....	10
<b>VI</b>	<b>契約の変更及び終了.....</b>	<b>10</b>
34.	電力需給契約の変更.....	10
35.	名義の変更.....	11
36.	電力需給契約の解約.....	11
37.	電力需給契約の解除.....	11
38.	電力需給契約の終了又は変更に伴う料金及び工事費の精算.....	12
39.	電力需給契約消滅後の債権債務関係.....	12
<b>VII</b>	<b>工事及び工事費の負担金.....</b>	<b>12</b>
40.	需給地点及び施設.....	12
41.	計量器等の取付け.....	12
42.	供給設備の工事費負担金.....	13
43.	供給開始に至らない場合、又は供給開始前に変更される場合の費用の申し受け.....	13
<b>VIII</b>	<b>保安.....</b>	<b>13</b>
44.	調査に対する組合員の協力.....	13
45.	保安等に対する組合員の協力.....	14
<b>IX</b>	<b>その他.....</b>	<b>14</b>
46.	反社会的勢力の排除.....	14
47.	管轄裁判所.....	15
<b>付則</b> .....		<b>15</b>
本約款の実施期日.....		15
<b>別表</b> .....		<b>16</b>
別表1	再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	16
別表2	燃料費調整.....	17
別表3	離島ユニバーサルサービス調整.....	19

# Ⅰ 総則

## 1. 適用

この電力需給契約約款（低圧）（以下「本約款」といいます。）は、北海道学校生活協同組合（以下「当組合」といいます。）が、小売電気事業者である北海道ガス株式会社（以下「北海道ガス」といいます。）が行う低圧の需要に応じた電力供給の取次を行うときの料金その他の供給条件を定めたものです。当組合と電力需給契約を締結する当組合の組合員（以下「組合員」といいます。）に対しては、北海道ガスが、北海道電力ネットワーク株式会社（以下「一般送配電事業者」といいます。）の定める託送供給等約款及びその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に基づく託送供給を介して、電力を供給します。ただし、一般送配電事業者の「離島等供給約款」の適用地域の組合員を除きます。

## 2. 電力需給契約約款（低圧）の変更

- (1) 当組合は、次のいずれかの理由により、本約款を変更することがあります。この場合、本約款に定める料金その他の供給条件は、変更後の電力需給契約約款（低圧）によります。
- なお、当組合は、本約款を変更する際には、実施日の1か月前までに組合員にお知らせするものとします。この場合に、組合員が実施日の15日前までに終了又は解約の申し入れを行わないときは、当組合は組合員が本約款の変更を承諾したものとみなし変更後の電力需給契約約款（低圧）を適用します。変更後の電力需給契約約款（低圧）は当組合のホームページにて掲載することで差し替えとします。
- ① 一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合。
  - ② 法令・条例・規則等の改正があった場合。
  - ③ 当組合が料金その他の供給条件でその変更を必要と判断した場合。
- (2) 本約款を変更する場合において、(3)に定める場合を除き、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、当組合のホームページ上での開示、又は電子メールを送信する方法、その他当組合が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものとします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、書面の交付、当組合のホームページ上での開示、又は電子メールを送信する方法、その他当組合が適当と判断した方法により行い、当組合の名称及び住所、契約年月日、当該変更した事項並びに供給地点特定番号のみ記載すれば足りるものとします。
- (3) 本約款について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他本約款に基づく契約（以下「電力需給契約」といいます。）の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付せずに当組合のホームページ上で開示することで足りるものとし、同法第2条の14に基づく書面の交付については、これを行わないものとします。
- (4) 本約款における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、電力需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとし、変更された税率に基づき本約款を変更します。この場合における本約款の変更に関する手続きは(1)と同様とします。

### 3. 用語の定義

電力需給契約において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 低圧  
標準電圧100ボルト又は200ボルトをいいます。
- (2) 電灯  
LED、白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器  
主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の需要者の電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力  
電灯及び小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約負荷設備  
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (6) 契約主開閉器  
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、需要者が使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (7) 契約電流  
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相2線式標準電圧100ボルトに換算した値とします。
- (8) 契約容量  
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (9) 契約電力  
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (10) 検針  
一般送配電事業者が設置した計量器により、一般送配電事業者が使用電力量の計量を行うことをいいます。
- (11) 電気契約種別  
電気契約種別規程（低圧）に定める基本料金、電力量料金等、組合員へ電気を小売供給する際の料金その他の供給条件をいいます。
- (12) 従量電灯等  
電気契約種別規程（低圧）に定める電灯又は小型機器を使用する場合に適用となる電気契約種別の総称をいいます。
- (13) 低圧電力等  
電気契約種別規程（低圧）に定める動力を使用する場合に適用となる電気契約種別の総称をいいます。
- (14) 消費税等相当額  
消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい、次の算式により算定します。その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。  
$$\text{消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税等の税率} / (1 + \text{消費税等の税率})$$
- (15) 消費税率  
消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (16) 北海道ガスのグループ会社  
北ガスジェネックス株式会社、株式会社北海道熱供給公社及び株式会社エナジーソリューションをいいます。

(17) 道内都市ガス事業者

旭川ガス株式会社・岩見沢ガス株式会社・帯広ガス株式会社・釧路ガス株式会社・滝川ガス株式会社・苫小牧ガス株式会社・美唄ガス株式会社・室蘭ガス株式会社をいいます。

(18) 他の電力約款

当組合が定める電力の需給に関する全ての約款（本約款は除きます。）をいいます。

(19) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に基づいて請求する賦課金をいいます。

(20) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

## 4. 単位及び端数処理

本約款において料金その他を算定する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワット又は1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。ただし算定された値が0.5キロワット以下となる場合は0.5キロワットとします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、途中計算の過程においては、小数点以下第3位で切り捨てます。

## 5. 本約款に定めのない事項

本約款に定めのない事項は、その都度組合員と当組合との協議によって定めます。

# II 契約の申し込み

## 6. 電力需給契約の申し込み

組合員が電力需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款及び託送約款等における組合員（需要者）に関する事項を承認し、当組合所定の方法により申し込んでいただきます。

## 7. 電力需給契約の成立

- (1) 電力需給契約は当組合が組合員の申し込みを承諾し、北海道ガスが組合員の申し込みを受け付けしたときに成立します。
- (2) 当組合は、次のいずれかの理由により、電力需給契約の申し込みを承諾しないことがあります。なお、この場合は、その理由をお知らせします。
  - ① 法令、電力の需給状況、供給設備の状況等によりやむを得ない場合。
  - ② 8（電力需給契約の最低利用期間）に記載の最低利用期間を経過する前に電力需給契約を解約することが明らかな場合。

- ③ 最低利用期間経過前に解約された組合員から、再度同一需要場所で、電力需給契約のお申し込みがあった場合、かつ、その供給開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合。
- ④ 過去に当組合との電力需給契約を契約し、その際にその契約に違反した事実がある場合。
- ⑤ 過去に本約款に付帯する付帯割引約款に基づき付帯契約を契約し、その際にその契約に違反した事実がある場合。
- ⑥ 過去に他の電力約款に基づく契約をし、その際にその契約に違反した事実がある場合。
- ⑦ 組合員の当組合に対する支払状況が次のいずれかの場合。
  - a) 過去に当組合との電力需給契約を契約し、その際に当組合に対する料金又は延滞利息が支払期限日を経過してもなお支払いがない、もしくは支払期限日を過ぎて支払った事実がある場合。
  - b) 当組合との他の契約の債務（電力需給契約以外の契約によって支払いを要することとなった債務）が支払期限日を経過してもなお支払いがない、もしくは支払期限日を過ぎて支払った事実がある場合。
  - c) 当組合との過去の他の契約の債務が支払期限日を経過してもなお支払いがない、もしくは支払期限日を過ぎて支払った事実がある場合。
  - d) 当組合の指定する料金の支払方法にご了承いただけない場合。

## 8. 電力需給契約の最低利用期間

- (1) 電力需給契約は契約期間の定めのない契約とします。ただし、電力需給契約成立の前提条件として最低利用期間を定めることとします。
- (2) 最低利用期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般送配電事業者による検針日までとします。

## 9. 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものとします。

## 10. 電力需給契約の単位

当組合は、次の場合を除き、1需要場所について、1電気契約種別を適用して、1契約を結びます。

- (1) 電灯又は小型機器と動力とを合わせて使用する需要で、従量電灯等と低圧電力等を合わせて使用する需要場所においては、従量電灯等のうち1電気契約種別と低圧電力等のうち1電気契約種別をそれぞれ1契約として結びます。
- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、又は電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置その他の電気の使用上の利益に資する措置に伴い、組合員からの申出がある場合で、一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めるとき。

## 11. 供給の開始

- (1) 当組合は、組合員の申込みを承諾したときには、組合員と協議の上、需給開始日を定め、北海道ガスが電力を供給します。

- (2) 北海道ガスは、天候、用地交渉、停電交渉、一般送配電事業者に起因する事由等の事情によるやむを得ない理由によって一般送配電事業者との手続きが完了しない場合には、電気の供給を開始しません。

## 1 2. 供給準備その他必要な手続きのための協力

組合員は、北海道ガス及び一般送配電事業者が施設又は所有する供給設備の工事及び維持のために必要な用地の確保等について、当組合及び一般送配電事業者から要請があった場合については協力していただきます。

## 1 3. 供給の単位

北海道ガスは、特別の事情がない限り、託送約款等の定めるところにより 1 電力需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込み及び 1 計量をもって電気を供給します。

# Ⅲ 検針及び使用量の算定

## 1 4. 検針

- (1) 検針は、一般送配電事業者が設置した計量器により、一般送配電事業者が行います。
- (2) 一般送配電事業者が実際に使用電力量の計量を行った日又は行ったものとされる日を検針日とします。(電力需給契約を終了した日も含みます。)
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、一般送配電事業者が託送約款等に定める方法により算定した使用電力量を基に、組合員と協議の上、使用量を算定します。この場合、託送約款等に定める検針の基準となる日に検針を行ったものとします。
- ① 一般送配電事業者の計量器の故障又は災害及び感染症の流行その他の不可抗力により一般送配電事業者が使用電力量を正しく計量できなかった場合。
  - ② 使用電力量が計量器の故障又は災害及び感染症の流行その他の不可抗力により一般送配電事業者から北海道ガス経由で当組合に通知されなかった場合。
  - ③ ①又は②に準ずる事態が生じた場合。

## 1 5. 使用量のお知らせ

- (1) 検針した結果の使用電力量等は、一般送配電事業者から北海道ガス経由で当組合に通知があった後、毎月、当組合の定める方法によりお知らせします。
- (2) 電力需給契約が終了した場合は、終了日における使用電力量の計量結果が一般送配電事業者から北海道ガス経由で当組合へ通知があった後にお知らせします。

# Ⅳ 料金等

## 1 6. 料金の適用開始の時期

料金は、新たに電気の供給を開始した日から適用します。

## 17. 料金の算定期間と請求月分

- (1) 料金算定期間は1か月とします。なお「1か月」とは、前回検針日から検針日の前日までの期間をいいます。
- (2) 検針日と請求月の関係は以下のとおりとします。

検針日	請求月分
4月2日検針日から5月1日検針日まで	4月分
5月2日検針日から6月1日検針日まで	5月分
6月2日検針日から7月1日検針日まで	6月分
7月2日検針日から8月1日検針日まで	7月分
8月2日検針日から9月1日検針日まで	8月分
9月2日検針日から10月1日検針日まで	9月分
10月2日検針日から11月1日検針日まで	10月分
11月2日検針日から12月1日検針日まで	11月分
12月2日検針日から1月1日検針日まで	12月分
1月2日検針日から2月1日検針日まで	1月分
2月2日検針日から3月1日検針日まで	2月分
3月2日検針日から4月1日検針日まで	3月分

## 18. 料金の算定

- (1) 当組合は、一般送配電事業者が検針した使用電力量に基づき、その料金算定期間の料金を算定します。この際の料金は、組合員が契約する電気契約種別の基本料金、電力量料金及び別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）の合計とします。
- (2) 電力量料金は、別表2（燃料費調整）及び別表3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された調整額を差し引き、又は加えたものとします。
- (3) 新たに電気の供給を開始した場合（一般送配電事業者が定める毎月の検針日に合わせて、他の小売電気事業者から当組合へ契約を変更する申込みの場合は除きます。）、その開始日から次の検針日の前日までの期間については、基本料金を申し受けません。

## 19. 料金の支払義務及び支払期限日

- (1) 組合員にお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生します。
- ① 検針日（14（検針）（3）の場合を除きます。）
  - ② 14（検針）（3）が適用される場合は、使用量の算定に関する協議が成立した日
- (2) 支払期限日は、当組合が組合員に料金の通知を発した日から起算して30日目とします。ただし、当組合が組合員に料金の通知を発した日から起算して30日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び12月29日、12月30日）をいいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日とします。

## 20. 料金及び延滞利息の支払方法と当社への支払日

料金及び延滞利息は、原則として、口座振替により、お支払いいただきます。なお、口座振替が不能となっている場合の料金及び延滞利息は払込みの方法でお支払いいただきます。

### (1) 料金及び延滞利息の口座振替

- ① 当組合が指定した金融機関とします。
- ② 当組合所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当組合又は金融機関に申し込みをしていただきます。
- ③ 料金及び延滞利息の口座振替日は、当組合が指定した日とします。
- ④ 組合員の口座から引き落とされた日に当組合に対する支払いがなされたものとします。
- ⑤ 口座振替の手続きが完了するまでは以下の方法でお支払いいただきます。
  - a) 新たに当組合へ電力需給契約を申し込まれた組合員は、払込みの方法。
  - b) 既に当組合の電力需給契約を契約されている組合員が、振替口座を変更する場合は、現在ご利用いただいている支払方法。

### (2) 払込み

当組合、当組合が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）又は弁護士法に定める弁護士法人（以下「弁護士法人」といいます。）が作成した払込書により、当組合、債権回収会社又は弁護士法人が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）でお支払いいただきます。その場合、金融機関等に払込まれた日に当組合に対する支払いがなされたものとします。

## 21. 延滞利息

(1) 組合員が支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当組合は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次のいずれかの場合には延滞利息は申し受けません。

- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当組合の都合により料金を支払期限日の翌日以降に組合員の口座から引き落とした場合。
- ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に、1日当たり0.0274%の割合を乗じて算定して得た金額とします。

なお、消費税等相当額及び次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は切捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \text{消費税等の税率} / (1 + \text{消費税等の税率})$$

- (3) 延滞利息は、原則として、組合員が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金と合わせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払義務は、(3)の規定に基づき合わせて支払っていただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。
- (5) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。

## 22. 料金及び延滞利息の支払順序

料金及び延滞利息は、他の当組合への契約も含めて支払義務の発生した順序でお支払い

たきます。なお、お支払いいただいた金額が当組合の組合員に対する債権を消滅させるに足りない場合の充当順については、当組合に一任していただくものとします。

## 23. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法

工事費負担金、その他の料金以外の代金については、当組合が指定した金融機関で払込みの方法によりお支払いいただきます。

# V 使用及び供給

## 24. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、従量電灯等の適用を受ける場合にあつては、90パーセント以上、低圧電力等の適用を受ける場合にあつては、85パーセント以上に保持するよう努めていただきます。
- (2) 組合員が進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの解放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

## 25. 需要場所への立入りによる業務の実施

当組合、北海道ガス又は一般送配電事業者は次の理由により組合員の承諾を得て需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、組合員は当組合、北海道ガス又は一般送配電事業者の需要場所への立入りを承諾していただきます。なお、組合員のお求めに応じ、係員は、所定の身分証明書を提示します。

- ① 当組合又は北海道ガスが電力需給契約の遂行上、需要場所への立入りが必要な場合。
- ② 一般送配電事業者から立入り業務を実施する旨の要請があった場合。

## 26. 電気の使用に伴う組合員の協力

組合員の電気の使用が次のいずれかに該当し、一般送配電事業者より要請がある場合は、組合員の負担で、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、組合員の負担で供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

なお、組合員が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合も同様の取扱いとします。

- ① 他の需要者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合。
- ② 一般送配電事業者及び他の小売電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）
- ③ ①又は②に準ずる場合。

## 27. 供給の停止

- (1) 次のいずれかに該当する場合、一般送配電事業者が電気の供給を停止し、又は当組合がこれを依頼することがあります。
- ① 組合員の責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合。
  - ② 組合員が需要場所内の一般送配電事業者の電気設備を組合員の責に帰すべき事由により損傷し、又は、亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた、又は与えるおそれのある場合。
  - ③ 一般送配電事業者以外の者が需要場所における一般送配電事業者の電線路又は引込線と組合員の電気設備との接続を行った場合。
- (2) 次のいずれかに該当する場合で、当組合がその旨を警告しても改めないときは、一般送配電事業者が電気の供給を停止し、又は当組合がこれを依頼することがあります。
- ① 組合員の責に帰すべき事由により生じた保安上の危険がある場合。
  - ② 組合員が電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合。
  - ③ 組合員が契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合。
  - ④ 組合員が契約の適用範囲以外の条件で電気を使用した場合。
  - ⑤ 25（需要場所への立入りによる業務の実施）の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合。
  - ⑥ 26（電気の使用に伴う組合員の協力）によって必要となる適切な対応をとらない場合。
  - ⑦ その他これらに準ずる場合。
- (3) (1) (2) によって電気の供給停止をする場合には、一般送配電事業者は、一般送配電事業者の設備又は組合員の電気設備において、供給停止のための必要な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じて組合員に協力をさせていただきます。

## 28. 供給停止の解除

27（供給の停止）によって、電気の供給を停止した場合で、組合員がその理由となった事実を解消した場合には、当組合はすみやかに北海道ガスを通じて電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼します。

## 29. 供給停止期間中の料金

27（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合であっても、当組合は組合員からその停止期間中の月額の基本料金を増減することなく申し受けます。

## 30. 違約金

組合員が27（供給の停止）に該当し、そのために料金の全部又は一部の支払いを免れた場合において、北海道ガスが一般送配電事業者から違約金を請求されたときは、その違約金相当額を支払っていただきます。

## 31. 供給の中止又は使用の制限もしくは中止

当組合は、一般送配電事業者より北海道ガスに対して要請があった場合には、供給期間中に電気の供給を中止し、又は組合員に電気の使用を制限もしくは中止していただくことがあ

ります。なお、この場合料金の減額は行いません。

## 3.2. 損害賠償の免責

- (1) 当組合は、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合であっても、当組合の責に帰すべき事由によらない場合は、組合員の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 3.1（供給の中止又は使用の制限もしくは中止）によって当組合電気の供給を中止し、又は組合員に電気の使用を制限もしくは中止していただいた場合で、それが当組合の責に帰すべき事由によらない場合は、組合員の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 2.7（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合、又は3.6（電力需給契約の解約）もしくは3.7（電力需給契約の解除）によって電力需給契約が終了した場合には、組合員の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 当組合は、当組合の責に帰すべき事由によらない場合は、組合員が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 災害及び感染症の流行その他の不可抗力によって、電力需給契約に関して組合員又は当組合が損害を受けた場合、当組合又は組合員はその損害について賠償の責任を負いません。
- (6) (1) から (4) において一般送配電事業者の責に帰すべき事由による場合は、当組合は、北海道ガスが一般送配電事業者から賠償を得られた金額を限度として賠償の責任を負います。

## 3.3. 設備の賠償

組合員の責に帰すべき事由によって、その需要場所内の北海道ガス又は一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷又は亡失した場合は、その修理費、取替工事費等を当組合へ支払っていただきます。

# VI 契約の変更及び終了

## 3.4. 電力需給契約の変更

- (1) 組合員が電力需給契約の変更を希望する場合は、当組合所定の方法でお申し込みいただきます。当組合がこれを承諾する場合の料金適用開始日は申し込み以降の一般送配電事業者による検針日とします。
- (2) (1) の電力需給契約の変更に伴い、当組合が組合員に対し供給条件の説明、書面交付及び供給開始後の書面交付を行う場合の取扱いは、2（電力需給契約約款（低圧）の変更）(2) に準じます。
- (3) 当組合と北海道ガスとの間の取次契約が解除、又はその他の事由により終了する場合、当組合および北海道ガスは速やかに組合員に対して、北海道ガスと組合員との新たな電力需給契約の締結について通知します。新たな電力需給契約が有効となった以降、当組合と組合員との間の電力需給契約は失効するものとします。
- (4) (3) の電力需給契約の変更に伴い、料金については、既請求月分までは当組合に対してお支払いいただくものとし、未請求月分以降に関しては、北海道ガスに対してお支

払いいただきます。この場合、新たな電力需給契約の供給条件は従前の供給条件と同等とするものとします。ただし、料金の支払方法及び支払期限日に関わる条件については、別途北海道ガスが新たに定めることとします。

また、新たな電力需給契約の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般送配電事業者による検針日までとし、当該契約期間が満了となる際は、北海道ガスの電力需給契約約款（低圧）に基づく電力需給契約に変更となる旨を北海道ガスが通知します。

### 35. 名義の変更

新たな組合員が、当組合との間で有効な電力需給契約上の地位（前に使用されていた組合員の料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望する場合は、当組合所定の方法で名義の変更をお申し込みいただきます。当組合がこれを承諾する場合、その日から変更後の名義を適用します。

### 36. 電力需給契約の解約

- (1) 組合員が転居等により需要場所における電気の使用を終了しようとする場合は、その終了日を定めて、あらかじめ当組合に申し出るものとします。当組合は、原則として、その終了日に電力需給契約を終了させるための手続きを行います。ただし、当組合がこの申出を終了日の翌日以降に受けた場合は、申出を受けた日に電力需給契約が終了するものとします。
- (2) 組合員が当組合との電力需給契約を終了し、新たに他の小売電気事業者と電力需給契約を締結しようとする場合は、新たな契約先となる他の小売電気事業者へ契約を申し込むものとします。当組合は、組合員が申込みを行った他の小売電気事業者からの依頼により、組合員と当組合との電力需給契約を終了させるための手続きを行います。なお、この場合における電力需給契約の終了日は、当該他の小売電気事業者が組合員へ電気の供給を開始する日と同日とします。
- (3) 組合員が(1)による申出をしないでその需要場所から転居している等、明らかに電気を使用していないと当組合が判断した場合は、当組合はその日に解約の申出があったものとみなすことができます。

### 37. 電力需給契約の解除

- (1) 組合員が次のいずれかに該当する場合は、当組合は将来に向かって電力需給契約を解除できるものとします。この場合、解除する日の15日前までに予告するものとします。
  - ① 支払期限日の翌日から起算して20日（支払期限日の翌日から起算して20日目が当組合営業日以外の場合は、その直後の営業日）を経過しても料金の支払いがない場合。
  - ② 組合員と当組合当組合との他の契約の債務が支払期限を経過してもなお支払いがない場合。
  - ③ 電気の供給開始後、3か月を経過しても口座振替による支払方法となっていない場合。
  - ④ 27（供給の停止）(1)各号又は同(2)各号に該当する場合。
  - ⑤ 組合員が電力需給契約に違反した場合。
  - ⑥ 組合員が本約款に付帯する付帯割引約款に基づき契約した付帯契約に違反した

場合。

- ⑦ 組合員が当組合を脱会した場合。

### 38. 電力需給契約の終了又は変更に伴う料金及び工事費の精算

組合員が次のいずれかに該当し、北海道ガスが一般送配電事業者より託送料金又は工事費の精算を求められた場合、組合員は、原則として、当該精算金相当額を当組合へお支払いいただきます。

- ① 組合員が、契約電流、契約容量を新たに設定された後、1年に満たないで電力需給契約を終了する場合。
- ② 組合員が、契約電流、契約容量を増加された後、1年に満たないで電力需給契約を終了する場合。
- ③ 組合員が、契約電流、契約容量を新たに設定された後、1年に満たないでその契約電流、契約容量の減少の変更をする場合。
- ④ 組合員が、契約電流、契約容量を増加された後、1年に満たないでその契約電流、契約容量の減少の変更をする場合。
- ⑤ ①から④に準ずる場合。

### 39. 電力需給契約消滅後の債権債務関係

電力需給契約期間中に当組合と組合員に生じた料金その他の債権及び債務は、電力需給契約の終了後も、消滅しません。

## VII 工事及び工事費の負担金

### 40. 需給地点及び施設

電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、一般送配電事業者の託送約款等における供給地点とします。

### 41. 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）及び区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当北海道ガス及び一般送配電事業者が組合員の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置としません。

なお、次のいずれかの場合は、組合員の所有とし、組合員の負担で取り付けていただくことがあります。

- ① 組合員の希望によって計量器の付属装置を設置する場合。
- ② 変成器の2次配線等の施設の際に、多額の費用を要する場合（一般送配電事業者の規格以外のケーブルを必要とする場合や組合員の希望で長い配線を必要とする場合等）。

- (2) 計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、

検査並びに取付け及び取外し工事が容易な場所（原則として屋外とします。）とし、組合員と当組合、北海道ガス及び一般送配電事業者との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、組合員の希望によって計量器、その付属装置及び区分装置を建物内に取り付けたときには、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

- (3) 計量器、その付属装置及び区分装置の取付場所は、組合員から無償で提供していただきます。また、(1)により組合員が設置するものについては、北海道ガス及び一般送配電事業者が無償で使用できるものとしします。
- (4) 北海道ガス又は一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために組合員の電気工作物を使用することがあります。この場合には、北海道ガス及び一般送配電事業者が無償で使用できるものとしします。
- (5) 組合員の希望によって計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合、組合員は、北海道ガスが一般送配電事業者から請求された工事費等相当額を当組合に支払っていただきます。

## 4.2. 供給設備の工事費負担金

(1) 次のいずれかに該当し、北海道ガスが一般送配電事業者より工事費負担金を請求された場合、組合員は、その工事費負担金相当額を当組合に支払っていただきます。なお、当該費用は、原則として工事着手前にお支払いいただきます。

- ① 新たに電気を使用される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備を変更する場合。
- ② 組合員の希望によって供給設備を変更する場合。
- ③ ①又は②に準ずる場合。

(2) 工事完成後、工事着手前にお支払いいただいた工事費負担金相当額と、実際の工事費負担金に差異があり、北海道ガスが一般送配電事業者との間で精算を行った場合は、組合員との間でこれに相当する精算を行います。

## 4.3. 供給開始に至らない場合、又は供給開始前に変更される場合の費用

### の申し受け

次のいずれかに該当し、北海道ガスが一般送配電事業者より費用を請求された場合、組合員は、その費用相当額を当組合に支払っていただきます。

- ① 供給設備の一部又は全部を施設した後、組合員の都合によって供給開始に至らなかった場合。
- ② 供給設備の一部又は全部を施設した後、内容を変更される場合。
- ③ ①又は②の場合で、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に要した費用。

## VIII 保安

### 4.4. 調査に対する組合員の協力

(1) 一般送配電事業者又は一般送配電事業者が委託した経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）は、法令で定めるところにより、組合員の電

気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査します。調査を行うにあたり必要があるときは、電気工作物の配線図を提示していただきます。

なお、組合員のお求めに応じ、係員は所定の身分証明書を提示します。

- (2) 組合員が電気工作物の変更の工事を行った場合は、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者又は登録調査機関に連絡していただきます。

## 45. 保安等に対する組合員の協力

- (1) 次のいずれかの場合、組合員からすみやかにその旨を当組合又は一般送配電事業者に連絡していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をします。
- ① 組合員が、引込線、計量器等その需要場所内の北海道ガス又は一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、又はこれが生ずるおそれがあると認めた場合。
  - ② 組合員が、組合員の電気工作物に異状もしくは故障があり、又はこれが生ずるおそれがあり、かつ、それが北海道ガス又は一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。
- (2) 組合員が、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、使用しない期間について(1)に準じて適切な処置をします。
- (3) 次のいずれかの場合には、組合員はあらかじめその内容を当組合又は一般送配電事業者に連絡していただきます。なお、この際に保安上特に必要があり、一般送配電事業者の要請があった場合は、組合員にその内容の変更をしていただくことがあります。
- ① 組合員が北海道ガス及び一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更又は修繕工事をされる場合。
  - ② 物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が北海道ガス及び一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合。

## IX その他

### 46. 反社会的勢力の排除

- (1) 組合員及び当組合は、自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下これらを「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約します。
- ① 反社会的勢力に自己の名義を利用させること。
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 組合員及び当組合は、(1)の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、電力需給契約を解除することができるものとします。
- (3) 本条の規定により電力需給契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求をすることができないものとします。

## 47. 管轄裁判所

組合員との電力需給契約に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 付則

### 本約款の実施期日

本約款は2023年9月1日より実施します。ただし、本約款に基づく料金算定の方法は、2023年9月分の料金から適用するものとします。

# 別表

## 別表1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示」（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当組合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当組合のホームページ等に掲載します。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される料金に適用します。なお、検針日が毎月初日の組合員については、ここでいう4月の検針日は5月1日とします。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

② 組合員の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、組合員から当組合にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりとします。

組合員からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（組合員の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項又は第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日とします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として同法施行令第4条第3項に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

## 別表2 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### ① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は100円単位とし、100円未満の端数を四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1874$$

$$\beta = 0.0899$$

$$\gamma = 1.0036$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格は1円単位とし、1円未満の端数を四捨五入します。

#### ② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、電気契約種別ごとに次の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価は0.01円単位とし、0.01円未満の端数を四捨五入します。

a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,800 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

#### ③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、次のとおり、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用請求月に適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用請求月
毎年1月1日から3月31日までの期間	6月分
毎年2月1日から4月30日までの期間	7月分
毎年3月1日から5月31日までの期間	8月分
毎年4月1日から6月30日までの期間	9月分
毎年5月1日から7月31日までの期間	10月分
毎年6月1日から8月31日までの期間	11月分
毎年7月1日から9月30日までの期間	12月分
毎年8月1日から10月31日までの期間	1月分
毎年9月1日から11月30日までの期間	2月分
毎年10月1日から12月31日までの期間	3月分
毎年11月1日から1月31日までの期間	4月分
毎年12月1日から2月28日までの期間 (うるう年は2月29日)	5月分

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1キロワット時につき 0.173

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当組合は、(1)①の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格及び(1)②によって算定された燃料費調整単価を当組合のホームページ等でお知らせします。

## 別表3 離島ユニバーサルサービス調整

### (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

#### ① 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は100円単位とし、100円未満の端数を四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格は1円単位とし、1円未満の端数を四捨五入します。

#### ② 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円とします。

#### ③ 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円とします。

#### ④ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価は0.01円単位とし、0.01円未満の端数を四捨五入します。

a) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

b) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

c) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合  
離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格とします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

#### ⑤ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用請求月に使用される電気に適用します。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用請求月は、次のとおりとします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用請求月
毎年1月1日から3月31日までの期間	6月分
毎年2月1日から4月30日までの期間	7月分
毎年3月1日から5月31日までの期間	8月分
毎年4月1日から6月30日までの期間	9月分
毎年5月1日から7月31日までの期間	10月分
毎年6月1日から8月31日までの期間	11月分
毎年7月1日から9月30日までの期間	12月分
毎年8月1日から10月31日までの期間	1月分
毎年9月1日から11月30日までの期間	2月分
毎年10月1日から12月31日までの期間	3月分
毎年11月1日から1月31日までの期間	4月分
毎年12月1日から2月28日までの期間 (うるう年は2月29日)	5月分

⑥ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1か月の使用電力量に④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.001円
------------	--------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当組合は、(1)①の各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格及び(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当組合のホームページ等でお知らせします。